

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第478号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めため、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成23年7月21日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

安満地加入区

高知県告示第479号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成19年7月高知県告示第463号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成23年7月20日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第2項の規定により告示する。

平成23年7月21日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

安満地加入区

高知県告示第480号

平成23年6月高知県告示第420号で告示した指定予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する予定の通知の内容を四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成23年7月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

- (1) 登記簿記載の住所 幡多郡十和村広瀬438番地
(2) 氏名 下谷 要吉

2 保安林に指定する予定の通知の要旨

- (1) 保安林子定森林の所在場所 高岡郡四万十町広瀬字カゲ山570、607の6、607の8から607の10まで
(2) 指定の目的 水源のかん養
(3) 指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種立について

高知県告示第481号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成23年7月22日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

高知県漁業協同組合の地区のうち旧清水漁業協同組合の地区 小型まぐろ漁業

高知県告示第482号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったため、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成23年7月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名 高岡郡四万十町 縄本良仁、徳弘伸一、横山幸信

(2) 加入区の名称

興津加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 興津漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成23年7月22日から同年8月5日まで
(2) 縦覧場所 興津漁業協同組合事務所

高知県告示第483号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年7月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年7月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 久礼田笠ノ川
3 道路の区域

Table with 3 columns: 供用開始区間, 延長, 供用開始年月日

Table with 3 columns: (メートル), 17, 平成23年7月22日

高知県告示第484号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

平成23年7月22日

高知県知事 尾崎 正直

長岡郡本山町大石字地主1379番3から字宮首2177番4に至る延長2,440メートルの道

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったため、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成23年7月8日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成23年7月8日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

Table with 5 columns: 申請のあった年月日, 名称, 代表者の氏名, 主たる事務所の所在地, 定款に記載された目的

って社会福祉に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、安芸市赤野土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成23年7月22日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
監事	小松 良光	安芸市赤野甲2679-2

監 査 公 表

監査公表第7号

平成23年7月22日

高知県監査委員	浜田 英宏
同	桑名 龍吾
同	坂本 千代
同	朝日 満夫

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、平成23年5月10日 高知市 田所辨蒔ほか2名から提出のあった高知県職員措置請求について監査を行い、同年7月5日に監査結果を通知したので、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

(原文登載)

高知県職員措置請求監査報告書

第1 請求の受理

1 請求人

高知市	田所 辨蒔
高知市	森 武彦
高知市	岡林 文夫

2 請求の内容

請求人提出の高知県職員措置請求書による措置内容及び請求の理由は、次のとおりである。

(1) 措置内容

高知県教育委員会において平成24年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査募集要項の作成を誤り再印刷及び再送付した事件がある。

この誤った作成、発送に要した公費の支出金額を当該事務の担当職員に賠償を命ずるよう知事に勧告することを求める。

(2) 請求の理由

県教育委員会は、重大な判断誤りから平成24年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査募集要項を再発行した。

ア この要項は、最初22年度予算で一般募集要項4,300部、障害のある人対象分500部を印刷発注し、郵送及び宅配便で関係者に送られた。(3月29日) 要した公費は、印刷費250,215円、郵送料16,200円及び宅配便(元払い金額不明)である。

イ ところが、この要項では、審査日を平成23年7月20日～23日としていた。これに対し学校現場や教職員組合等が誤りを指摘した。

これは、7月20日が県下の公立小中学校の1学期の終業式の日程と重なっている、実際に選考審査に応募する者が多数臨時教員や講師として学校現場におり強行されれば受験の機会が奪われるという不都合が生じる。また学校運営にも不具合が起こるというものである。学校現場を熟知している等の教育委員会では起こりえない怠慢と無責任な業務である。

これに対し、県教育委員会は当初問題はないと強弁していたが、年度明けの4月1日決裁で日程を急遽変更した。無責任なお役所仕事の典型である。県民は、このような教育委員会に教育行政を付託することは出来ない。

担当課は、「今後、学校等、より広範囲の各関係機関から、より細かな情報収集を行い日程等の決定を行うこととする」(回議書)としているが、これは学校現場その他教育関係者を無視した日程決定を強行した重大な誤りを認めたものである。単なる事務ミスではなく重大な過失を犯したのである。

ウ 担当課(教育政策課)は、改めて23年度予算を用いて再見積もりを徴し同数の部数の印刷、発送を行い、4月5日に当初の印刷物を破棄した。これは、重大な過失により県民の税金をムダ使ったことになる。教育委員会内部での公金意識の希薄さ、会計規律の弛緩の現れである。

請求人等は、担当課の反省の度合いを注目していたが、教育委員会への報告もせず、内部協議の記録もない。(公文書不存決定通知)教育委員会と担当課には、何故、誤りが生じたか県民に対する説明責任を果たす姿勢が全くない。原因も責任も不問に付している。

今回の重複支出におけるこのような実態をみると、本件支出が、地方自治法第2条第14項が規定する「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、・・・最少の経費で最大の効果を挙げるよう

にしなければならない」及び地方自治法第4条第1項規定の「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要最少の限度をこえて、これを支出してはならない」などに示された《最少経費最大効果》の大原則(無駄な支出をしてはならないという当然のこの規定)を全く理解しておらず違法であり、県会計に与えた損害は当該事務を執行した者の責任で回復すべきである。

なお、印刷の発注は随意契約であるが相見積もりを徴していないのも不当である。

以上、地方自治法第242条第1項により事実証明書を添えて必要な措置を講ずべきことを請求する。

(3) 事実を証する書面

ア 平成24年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査募集要項の写し

平成24年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査募集要項 障害のある人を対象とした選考の写し

イ 平成24年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査募集要項(改定版)の写し

平成24年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査募集要項 障害のある人を対象とした選考(改定版)の写し

ウ 支出命令書(平成23年3月29日)及び支出負担行為決議書(平成23年3月25日)(当初の募集要項の印刷製本費に係るもの)の写し

エ 支出命令書(平成23年4月4日)及び支出負担行為決議書(平成23年4月1日)(改定版の募集要項の印刷製本費に係るもの)の写し

オ 平成24年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査実施要項の印刷及び配布計画等の写し

カ 後納郵便物等取扱控(お客様用)(2011年3月29日)等の写し

キ 宅配便のお客様控(高知県東京事務所他)の写し

ク 回議書(件名:平成24年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査に係る募集要項の廃棄について(伺))(平成23年4月5日決裁)の写し

ケ 公文書不存決定通知書(平成23年4月21日付け23高教政第147号)の写し

3 請求の要件審査

本件請求は、平成23年5月10日に受付し、要件審査の結果、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に規定する要件を具備しているものと認め、同日付けで受理した。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

<p>(1) 請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成23年6月6日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。</p> <p>その際、請求人から、回議書（件名：平成24年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査に係る募集要項について）（平成23年3月25日決裁）の写しが提出された。</p> <p>(2) 同日、執行機関に対して陳述の機会を与えた。</p> <p>2 監査対象事項</p> <p>請求の趣旨及び陳述内容から、当初の平成24年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査募集要項の印刷製本費等の支出は違法又は不当な公金の支出に該当し、担当職員に損害賠償責任があるかどうかを監査対象とした。</p> <p>3 監査対象機関</p> <p>高知県公立学校教員採用候補者選考審査募集要項の印刷製本費等の支出に関する事務を所管している高知県教育委員会事務局教育政策課（以下「教育政策課」という。）を監査対象機関とした。</p> <p>4 監査の実施</p> <p>平成23年6月17日に委員監査を行った。</p> <p>第3 監査の結果</p> <p>請求人の主張は認められないので、本件請求を棄却する。以下、その理由について述べる。</p> <p>1 事実関係の確認</p> <p>監査の結果、次の事実を確認した。</p> <p>(1) 選考審査及び研究委員会について</p> <p>ア 高知県公立学校教員の選考審査（障害のある人を対象とした選考審査を含む。以下同じ。）については、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定において「公立学校の校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校にあっては当該大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校にあってはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長が行う。」と定められており、この規定に基づき高知県教育長（以下「教育長」という。）が実施している。</p> <p>イ 教育長は選考審査の実施に当たって、翌年度の採用予定数、受審資格、出願手続、審査日程その他選考審査に関する事項を定め、その内容を記載した高知県公立学校教員採用候補者選考審査募集要項（以下「募集要項」という。）を決定のうえ、印刷し関係者に配布するほか、県教育委員会ホームページに掲載する等の方法により公表している。</p> <p>ウ 教育長は、選考審査方法の研究等を目的として、高知県公立学校教員選考審査方法研究委員会（以下「研究委員会」という。）を設置している。</p>	<p>高知県公立学校教員選考審査方法研究委員会設置要綱（昭和63年7月25日教育長裁定）及び教育政策課の説明によると、研究委員会の設置目的等は、次のとおりである。</p> <p>(ア) 設置目的</p> <p>本県教員として優れた人材を確保するため、教員選考審査方法の工夫・改善について研究することを目的とする。</p> <p>(イ) 任務</p> <p>研究委員会は、次の事項等について調査研究を行う。</p> <p>a 選考審査方法及び内容</p> <p>b 選考期日及び内定時期等</p> <p>c その他必要な事項</p> <p>(ウ) 委員</p> <p>委員は、教育次長、教育政策課長、小中学校課長、高等学校課長、特別支援教育課長、スポーツ健康教育課長、人権教育課長、教育センター所長をもって構成し、指導担当の教育次長を委員長に充てる。</p> <p>委員長は、有識者若干名を特別委員に委嘱できる。</p> <p>(エ) 事務</p> <p>研究委員会に関する事務は、教育政策課課長補佐、教育政策課チーフ（人事企画第一担当）、小中学校課チーフ（人事担当）、高等学校課チーフ（人事担当）、教育政策課主任管理主事等（採用担当）で構成する事務局が行い、教育政策課長を事務局長に充てる。</p> <p>(オ) 審査日程決定に係る各委員の役割</p> <p>委員のうち、小中学校課長、高等学校課長、特別支援教育課長は、学校行事と審査実施日の関係について意見を出し、スポーツ健康教育課長は、中学校総合体育大会（以下「中学総体」という。）等の県下的な行事について意見を出す役割を担っている。</p> <p>(カ) 考慮する項目</p> <p>審査日程の決定時に考慮する行事や事情は、例年、基本的に、終業式、中学総体、面接審査員の確保の3点であり、受審者の中に臨時教員が多く含まれるので、終業式の日程が一番であると考えている。終業式はすべての学校で行われるが、中学総体は予選を勝ち残った学校だけが対象であり、また、面接審査員の確保は審査する側の都合であり、優先順位としては低い。</p>	<p>なお、教育政策課の資料によると、申込者数に占める県内公立学校に勤務する臨時教員等（以下「臨時教員等」という。）の割合は、校種により異なるが全体で45.6～55.2パーセントである。（平成18年度～平成22年度に実施した選考審査）</p> <p>エ 募集要項の決定は、毎年、研究委員会において選考審査方法等について必要な見直しや検討を行った後、選考審査事務を所管する教育政策課の担当者が起案し、同課課長の審査、関係課長（小中学校課長、高等学校課長及び特別支援教育課長）の合議、両教育次長の審査を経て、教育長が決裁することにより行われる。</p> <p>(2) 当初の募集要項について</p> <p>ア 募集要項の決定</p> <p>当初の平成24年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査募集要項（以下この募集要項を「当初の募集要項」という。）の決定に至る経緯について、教育政策課は次のように説明している。</p> <p>平成23年度に実施する選考審査については、平成23年1月25日及び同年2月22日に開催された研究委員会で検討され、審査日程は、事務局が提案した日程案（第1次審査は平成23年7月20日～23日、第2次審査は8月21日～24日）のとりの予定で進めることになった。</p> <p>審査日程について一番議論になったのが、中学総体（7月23日～25日）であった。7月20日から4日間の案と21日から4日間の2つの案があったが、過去数年を見たときに、終業式を20日に実施する小中学校は多くはないという思い込みが担当者であり、一方、21日からすると中学総体と確実に2日（23日と24日）重なることから、一部終業式は重なるが20日からの方が影響は少ないと判断した。</p> <p>選考審査日程決定時に終業式の日程に関して持っていた情報の具体については、県立学校は7月19日に実施し、小中学校は7月20日に一部実施するがそれほど多くの学校が20日に実施することはないのではないかという思い込みも含めた情報及び中学総体が23日～25日にあるという3つである。</p> <p>平成20、21年度は20日が土日又は祝日であったため、ほとんどの学校が終業式を前倒ししていた。ただ担当者は、その理由を明確には把握できていなかった。また、平成22年度は20日が平日であったにもかかわらず、いくつかの学校が終業式を20日に行っていなかったことから、ここ数年はほとんどの学校</p>
---	---	--

が20日を外しているという先入観を持ち、平成23年度も20日に実施する学校はそれほど多くないであろうと思ったということである。

平成23年度第1学期の公立小中学校の終業式の日程については、1月25日の研究委員会において委員(小中学校課長)から、20日に終業式がないか、もう一度確認した方がよいとの意見が出たが、最終的に教育政策課は確認しなかった。

その後、3月8日に教育政策課の担当者が当初の募集要項の決定に関する起案を行い、同月25日に教育長が決裁し、同月29日に公表した。

イ 募集要項の印刷及び配布

県教育委員会では、例年、決定した募集要項を印刷し、関係者に配布するほか、県教育委員会ホームページに掲載している。当初の募集要項についても、次のとおり印刷し、関係者に配布した。

(ア) 印刷製本費の支出負担行為決議と支出命令

当初の募集要項の印刷製本費に関する支出負担行為決議書は、3月24日に担当者が起案し、同月25日に教育政策課長が決裁した。(4,800部、250,215円)

なお、当該決議書の支出負担行為年月日の欄の日付は起案時の24日であったが、決裁後に手書きで決裁日である25日に訂正された。

当初の募集要項4,800部は、3月29日午前に業者から納品され、同日担当職員が検認し、印刷製本費の支払に関する支出命令書は、教育政策課長補佐が決裁した。

支出命令年月日は平成23年3月29日であり、会計管理局が4月11日に支払った。(4,800部、250,215円)

(イ) 郵送料の支払

3月29日午前に納品された当初の募集要項4,800部は、29日午後、郵送(162部、郵送料16,200円)や職員が配布先に持参する等の方法(350部)により(宅配便は使用せずに)配布した。

なお、この郵送料は、会計管理局(総務事務センター)が郵便事業(株)に支払い(4月28日)、教育政策課は当該郵送料相当額を同センターに公金振替の方法により支払った。(教育政策課課長補佐が支出負担行為決議書兼支出命令書を決裁した。兼支出命令年月日は、平成23年5月13日)

(3) 募集要項の改定について

ア 審査日程を変更した経緯

(ア) 関係者からの申入れ等

当初の募集要項の配布を開始した直後、29日午後5時頃、高知県教職員組合から電話で、7月20日は小中学校の終業式と重なっているとの指摘があり、30日に高知県教職員組合と高知県高等学校教職員組合から連名で日程変更の要望書が提出された。

30日午前8時30分頃、中部教育事務所長から同様の指摘があった。

(イ) 高知市町村教育委員会連合会の会長等の意見

30日午前9時に当初の募集要項について記者発表したが、この時点では審査日程を変える予定はなかった。

しかし、高知市町村教育委員会連合会及び高知県小中学校校長会の両会長に意見を聴くこととし、午後1時30分頃、両会長に審査日程について意見を聴いた。

両会長から、ほとんどの学校が20日は終業式なので学校運営上支障が考えられるため試験日程を変更できないかとの意見が出された。

教育政策課が改めて状況を把握したところ、終業式を7月20日に設定する小中学校がほとんどであることが明らかとなった。

なお、4月に具体的に調査したところ、東洋町の全校、四万十町の24校中1校、土佐清水市の13校中2校が7月19日、その他の学校は7月20日に実施予定である。

(ウ) 教育長への報告、募集要項の改定等

30日午後4時30分頃、教育長及び2人の教育次長にこれまでの経過を報告し、協議した結果、7月20日からの実施も可能であるが、児童生徒や学校運営への影響の大きさを考慮すると、7月20日を避ける方が望ましいと判断し、第1次審査の日程を1日遅らせ、7月21日から24日までの4日間に変更し、当初の募集要項を改定することを決定した。

この後、研究委員会の各委員に説明し了承を得た。当初の募集要項を改定する起案は、3月30日に教育政策課の担当者が行き、同月31日に教育次長が決裁した。(以下改定後の募集要項を「改定版の募集要項」という。)

なお、教育政策課は、委員監査において起案日に関して、担当者は当初の募集要項が3月29日付

けであったため、改定も同じ日に合わせようとして29日としたと説明している。

イ 改定版の募集要項の印刷及び配布

教育政策課は、既に29日に当初の募集要項約500部を配布していたので、対応としては、当初の募集要項を回収し変更したところに貼る方法もないではないが、万一受審者が当初の募集要項で対応を始めると非常に混乱を招くため、改定版の募集要項を用紙の色を変え、変更した日程部分には網掛けして、再印刷し、再配布することとしたと説明している。

(ア) 印刷製本費の支出負担行為決議及び支出命令

改定版の募集要項の印刷製本費に関する支出負担行為決議書は、3月29日に担当者が起案し、4月1日に教育政策課長が決裁した。(4,800部、250,215円)

なお、教育政策課の説明では、募集要項の改定が万一あるかもしれないので、29日にこれに備えて業者から見積書をとる等の準備をしたということである。

改定版の募集要項4,800部は、4月4日に業者から納品され、同日担当職員が検認し、業者への印刷製本費の支払に関する支出命令書は、教育政策課長が決裁した。

支出命令年月日は平成23年4月4日であり、4月18日に支払われている。(4,800部、250,215円)

(イ) 郵送料の支払

4月4日に納品された改定版の募集要項4,800部は、4月5日以降、次のとおり郵送等を行った。

- | | | |
|---|----------------|-----------|
| a | 宅配便により送付(4月5日) | 420部 |
| | | (17,550円) |
| b | 郵便により郵送(4月6日) | 130部 |
| | | (13,000円) |
| c | 職員が持参等(4月5日以降) | 3,500部 |

ウ 当初の募集要項の廃棄

3月31日に教育政策課の担当者は、当初の募集要項のうち配布しなかったもの(4,288部)の廃棄を起案し、教育政策課長は4月5日に決裁した。廃棄処分は、同日行われた。

2 教育政策課の意見

陳述及び委員監査において、教育政策課は次のように説明している。

(1) 職員の過失等について

選考審査を7月20日からとして当初の募集要項を作成し配布したことは、その時点で持っている情報の中で比較考慮したうえで適切に判断をしたものであり、また7月21日からに改定して募集要項を作成し配布したことについても終業式に関する新たな情報を踏まえて適切に判断し行ったものである。このように当初の判断時において終業式の実施日に関する情報収集が十分でなかったとはいえ、法第243条の2に規定する故意又は重大な過失はなく、当該支出は、法第242条の不当な公金の支出には当たらないと教育委員会では判断している。

(2) 今後の取組等について

審査日程の決定に当たって、終業式の日程を考慮すべきことは代々引き継がれているが、そのために具体的に何をしなければいけないかという点が抜けていた。この反省を踏まえ、今後は、審査日程は多くの公立小中学校が夏季休業になる7月21日以降とし、中学総体、面接審査員の確保の視点から、市町村教委との連携を密にして、一番適切な日程を決定するのが基本的な考え方である。

数年間について事前に審査日程を決める方法や、何日から何日までと固定する方法が可能かどうかについても検討したい。

3 監査委員の判断

以上の監査結果に基づき、本件請求について次のとおり判断する。

(1) 当初の募集要項の印刷製本費等の支出について

ア 審査日程の決定について

教育長は、教育公務員特例法第11条の規定に基づき高知県公立学校教員の選考審査を実施するものであり、審査日程を含む選考審査に関する事項を定めることができるものとされており、審査日程については、法令による特段の制約はないので、平成23年度に実施する選考審査について、第1次審査日を7月20日から23日までと決定しても、その決定は何ら違法ではない。

また、多くの公立小中学校において第1学期の終業式が実施される日に第1次審査を実施することは、臨時教員等の受審者に与える影響は大きいと考えられるものの、ただちに選考審査の受審が不可能となるとは考えられない。

よって、当初の募集要項の決定は、受審者及び学校現場への配慮を欠いたものではあるが、不当とまでは言えない。

イ 募集要項の印刷製本費等の支出

上記の審査日程の決定を受けて作成された当初の募集要項の印刷製本費及び郵送料に関する会計事務処理は、「1 事実関係の確認」の(2)ーイの(ア)及び(イ)のとおり適正に行われている。

また、請求人の次の主張も理由がない。

(ア) 請求人は、本件支出が重複支出にあたり、最少経費最大効果の大原則を定めた法第2条第14項及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項に違反するとしている。

しかし、当初の募集要項及び改定版の募集要項の印刷製本費等の支出は、それぞれ別個の必要な支出であり、上記法令に違反しない。

(イ) 請求人は、印刷の発注は随意契約であるが相見積りを徴していないのも不当であるとしている。

しかし、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第32条及び高知県会計事務処理要領（平成19年4月1日19高会企第3号）では、約定する予定価格が30万円を超えないときは、2人以上の者から見積書を徴する必要がないとされているので、不適切ではない。

(ウ) 請求人は陳述において、支出負担行為決議書の支出負担行為日の手書き訂正は会計規則上認められない行為であると指摘している。

しかし、起案時に想定した支出負担行為年月日が決裁日と異なることになった場合に、決裁後に支出負担行為年月日を手書きで決裁日に訂正する取扱いは認められた事務処理である。

（会計事務ハンドブックのⅢ質疑応答（Q&A）集の3歳出Q1の1-1）

(2) 担当職員の損害賠償責任について

法第243条の2第1項後段に規定する職員の損害賠償責任は、故意又は重大な過失により法令に違反して同項各号に掲げる行為（支出負担行為等）をしたこと又は怠ったことにより県に損害を与えたときの責任であるが、当初の募集要項の印刷製本費等の支出は、上記(1)のとおり違法又は不当な公金の支出ではないので、担当職員に賠償責任はない。

以上のことから、本件における請求人の主張にはいずれも理由がないものと判断する。

第4 教育長に対する意見

今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

審査日程決定時の重要事項である終業式の日程について確認を怠ったまま募集要項を決定し、発送直後に外部から指摘を受

け、再印刷、再発送が必要となったことは、事務の慎重さを欠いたといわざるを得ない。

本件の不適切な事務処理を反省し、今後はこのようなことが再び起こらないよう内部統制の確認を行い、チェック機能を充実させるとともに、適切な予算執行に努められるよう要望する。